

財務省告示第四百四十八号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十六年九月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十六年十月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第七十 二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びその 振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で四十一億円
五	発行額	額面金額で四十一億円
六	払込金額	額面金額で四十一億円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行	平成十六年九月二十七日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十八銭
十一	発行利率	年二・一パーセント
十二	経過利率	年金資金運用基金理事長は、払

の  
払  
込  
み

込金額に加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 7}{100 \times 365}$$

十  
三  
初  
期  
利  
子

平成十七年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
四  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十  
五  
償  
還  
期  
限

平成三十六年九月二十日

十  
六  
償  
還  
金  
額

額面金額百円につき百円

十  
七  
元  
利  
金  
支  
払  
場  
所

日本銀行

十  
八  
払  
込  
期  
日

平成十六年九月二十七日